

2024年4月

お客さま各位

株式会社山梨中央銀行

振込訂正・組戻にかかるお取扱いの変更について

平素は山梨中央銀行をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

さて、このたび弊社では、2024年7月から、お客さまが依頼されたお振込にかかる訂正・組戻しのお手続きにつきまして、下記のとおり変更させていただき、振込規定を改定いたします。

今後もよりよいサービスのご提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお手続き

振込訂正・組戻にかかるお手続き

2. 変更内容

訂正・組戻依頼内容	従来のお手続き	変更後のお手続き
受取人科目訂正	訂正手続 (訂正手数料がかかります)	訂正手続 (訂正手数料がかかります)
受取人口座番号訂正		
受取人名訂正		
依頼人名訂正 ^{※1}		
振込先銀行訂正		
振込先支店名訂正	組戻手続 ^{※2} (組戻手数料がかかります)	
金額訂正		
組戻し	組戻手続 (組戻手数料がかかります)	

※1 依頼人のフリガナ、依頼人コードを訂正する場合は該当します。

※2 組戻後に再振込を行う場合は、改めてお振込みの手続きをお願いいたします。

3. 振込規定の改定

上記の変更に伴い、第10条(手数料)を改定します。

改定後の振込規定につきましては、[別紙](#)をご覧ください。

以上